

(別表2)

不利益処分に係る処分基準

(平成28年10月1日作成)

法令名	児童扶養手当法
根拠条項	第15条
処分の概要	調査拒否等による手当差止め
法令の定め	第15条 手当の支給を受けている者が、正当な理由がなくて、法第28条第1項の規定による届出をせず、又は書類その他の物件を提出しないときは、手当の支払いを一時差し止めることができる。
処分基準	判断基準が法令の定めにおいて具体的に規定し尽くされている。
処分担当課	各総合振興局(振興局)保健環境部社会福祉課
問い合わせ先	○各総合振興局(振興局)保健環境部社会福祉課 ○保健福祉部子ども未来推進局子ども子育て支援課自立支援係 (電話番号：011-204-6328)
備考	(公表アドレス： <a href="https://www.pref.hokkaido.lg.jp/hf/kms/133387.html">https://www.pref.hokkaido.lg.jp/hf/kms/133387.html</a> )